

## 石巻広域都市計画道路の変更（東松島市決定）

都市計画道路を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
	3・4・109	上河戸下浦線	東松島市小 松字上浮足	東松島市大 曲字堰南	東松島市小 松字上浮足	約 2,020m	地表式	2 車線	1 6 m		終点位置の 変更、交 差点部 の幅員 の変更
	車線の数の内訳		2 車線			約 2,020m					
	構造形式の内訳		東松島市小 松字上浮足	東松島市大 曲字堰南	東松島市小 松字上浮足	約 2,020m	地表式		1 6 m	・ 3・4・104 矢本小松 線と平面交差 ・ 3・5・105 矢本中央 線と平面交差 ・ 3・4・110 東矢本駅 前線と平面交差	
	3・4・110	東矢本駅前線	東松島市矢 本字下浦	東松島市矢 本字下浦	東松島市矢 本字下浦	約 130m	地表式	2 車線	1 8 m		駅前広 場位置 の変更
	車線の数の内訳		2 車線			約 130m					
	構造形式の内訳		東松島市矢 本字下浦	東松島市矢 本字下浦	東松島市矢 本字下浦	約 130m	地表式		1 8 m	・ 3・4・109 上河戸下 浦線と平面交差	
	なお、東松島市矢本字下浦地内に(仮)東矢本駅前広場を設ける。(面積(A)=約 2,000 m <sup>2</sup> )										

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

### 理由

当該地は、東日本大震災に伴う被災地の移転先を整備するため東矢本駅北地区被災市街地復興土地地区画整理事業による新しいまちづくりが進められています。まちづくりを進めるにあたり詳細な検討を行った結果、3・4・109 上河戸下浦線について市道五味倉線との交差点及び 3・4・110 東矢本駅前線との交差点の変更を行う。また、3・4・110 東矢本駅前線終点部に接する東矢本駅前広場についてもまちづくりの検討により位置及び形状変更を行なう。

都市計画の変更に係わる土地の区域

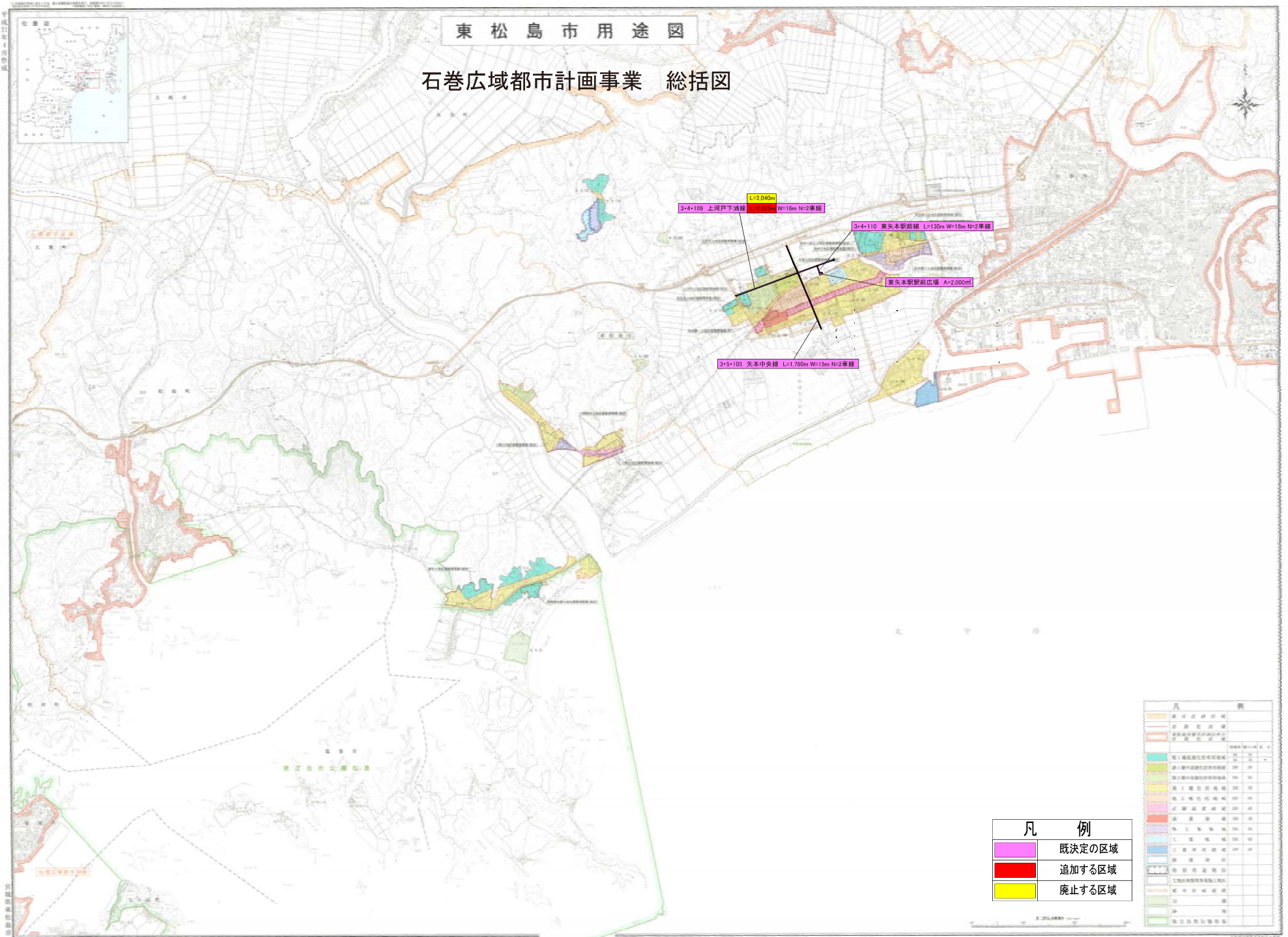
路線名	追加する部分				廃止する部分			
	市町村名	大字	字名	一部・全部の別	市町村名	大字	字名	一部・全部の別
3・4・109 上河戸下浦線	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
3・4・110 東矢本駅前線	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし

都市計画の変更に係わる字名一覧表

路線名	収容する部分			
	市町村名	大字	字名	一部・全部の別
3・4・109 上河戸下浦線	東松島市	大曲 矢本 " 小松	堰南 下浦 大溜 上浮足	一部 " " "
3・4・110 東矢本駅前線	東松島市	矢本	下浦	一部

東松島市用途図

石巻広域都市計画事業 総括図



3-4-109 上河戸下浦線 L=2,040m W=16m N=2車線

3-4-110 東矢本駅前線 L=130m W=18m N=2車線

東矢本駅前広場 A=2,000㎡

3-5-105 矢本中央線 L=1,780m W=15m N=2車線

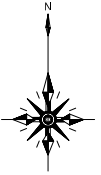
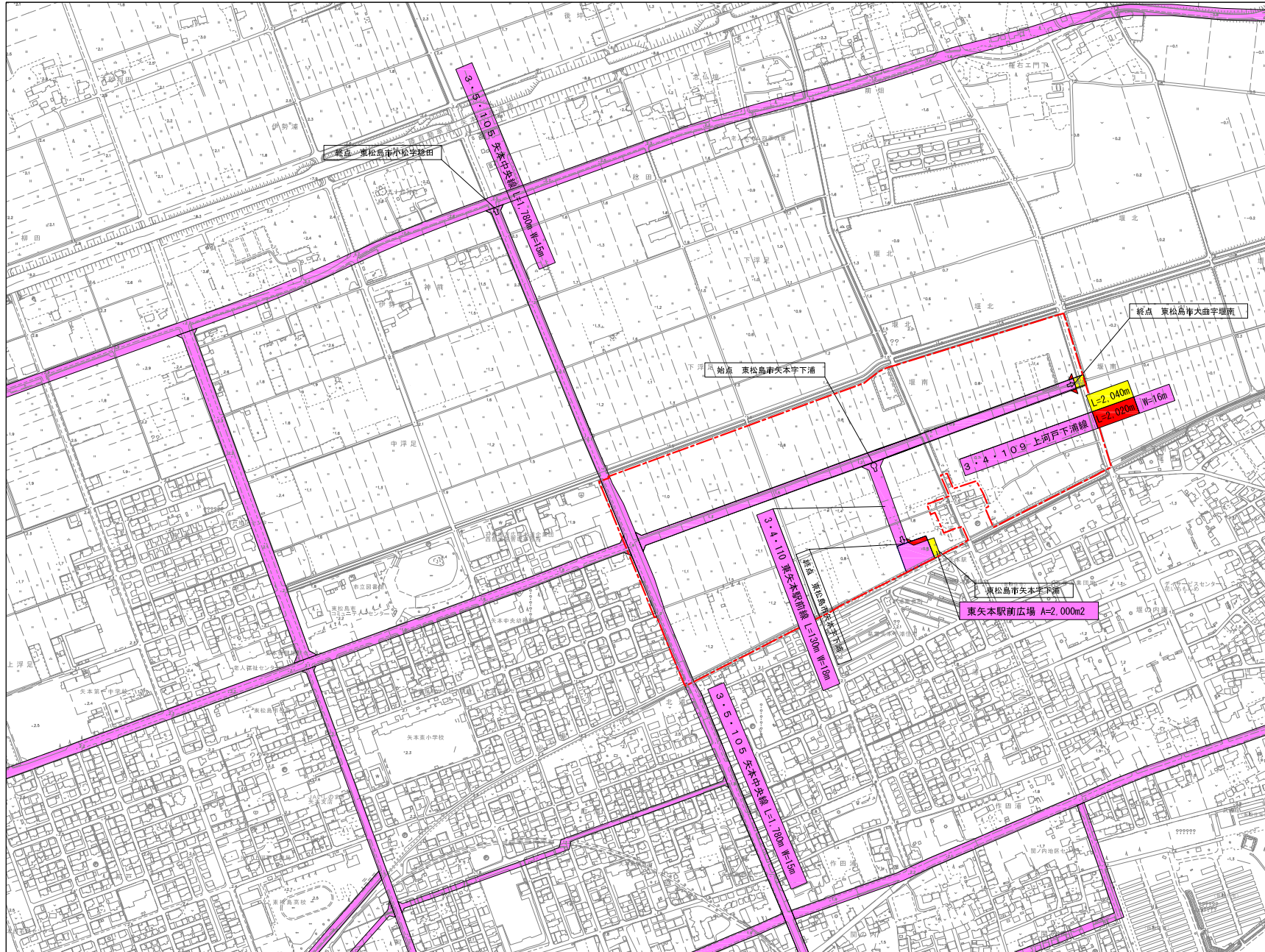
凡 例

（紫）	既決定の区域
（赤）	追加する区域
（黄）	廃止する区域

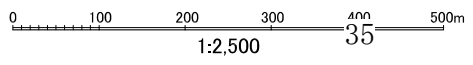
凡 例

（赤）	指定用途地域	用途	用途種別
（黄）	準指定用途地域	用途	用途種別
（青）	第一種住居地域	住居	住居
（緑）	第二種住居地域	住居	住居
（紫）	第三種住居地域	住居	住居
（青）	商業地域	商業	商業
（赤）	工業地域	工業	工業
（黄）	第一種工業地域	工業	工業
（青）	第二種工業地域	工業	工業
（赤）	第三種工業地域	工業	工業
（青）	公共施設地域	公共施設	公共施設
（赤）	公園緑地地域	公園緑地	公園緑地
（黄）	防災地域	防災	防災
（青）	埋立地	埋立地	埋立地
（赤）	埋立予定地	埋立予定地	埋立予定地

# 石巻広域都市計画 計 画 図



凡 例	
<span style="color: red; border-bottom: 1px dashed red;">        </span>	都市計画決定区域
<span style="background-color: pink; border: 1px solid black;">        </span>	既決定の区域
<span style="background-color: red; border: 1px solid black;">        </span>	追加する区域
<span style="background-color: yellow; border: 1px solid black;">        </span>	廃止する区域



石巻広域都市計画 一団地の津波防災拠点市街地形成施設の決定

(東松島市復興整備計画(東松島市決定))

都市計画 野蒜北部丘陵地区 一団地の津波防災拠点市街地形成施設を次のように決定する。

名 称		野蒜北部丘陵地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設				
位 置		東松島市野蒜字後沢、北余景の各一部				
面 積		約3.3ha				
住宅施設、特定業務施設又は公益的施設及び公共施設の位置及び規模	公益的施設	約0.9ha	備考	地域交流センター、購買施設等を配置する。		
	道 路	種別	名称	幅員	延長	備考
		補助幹線道路	1号	9.25m	約145m	(仮称)野蒜駅前線
	公園及び緑地	種別	名称	面積	備考	
		緑地	1号緑地	約0.7ha		
			2号緑地	約0.7ha		
その他の公共施設	<p>下 水 道： 雨水：地区北側エリアは、東側調整池に一時貯留し、下流水路を経て、大塚川へ放流する。 地区南側エリアは、道路に雨水管渠を経て、東名運河へ放流する。 汚水：北上川下流域下水道(北上川下流処理区)へ排水する。</p> <p>上 水 道：石巻地方広域水道企業団により供給できるように道路下に給水管を布設する。</p> <p>通 路：JR新野蒜駅の北側と南側を連絡する自由通路(幅員4m、延長約80m)を配置する。</p> <p>交通広場：1号広場約0.2ha、2号広場約0.4haを配置する。</p>					
小計	約2.4ha					
建築物の高さの最高限度 若しくは最低限度		10m以下				
建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度		100%				
建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度		60%				

「区域、公益的施設及び公共施設の位置は計画図表示の通り」

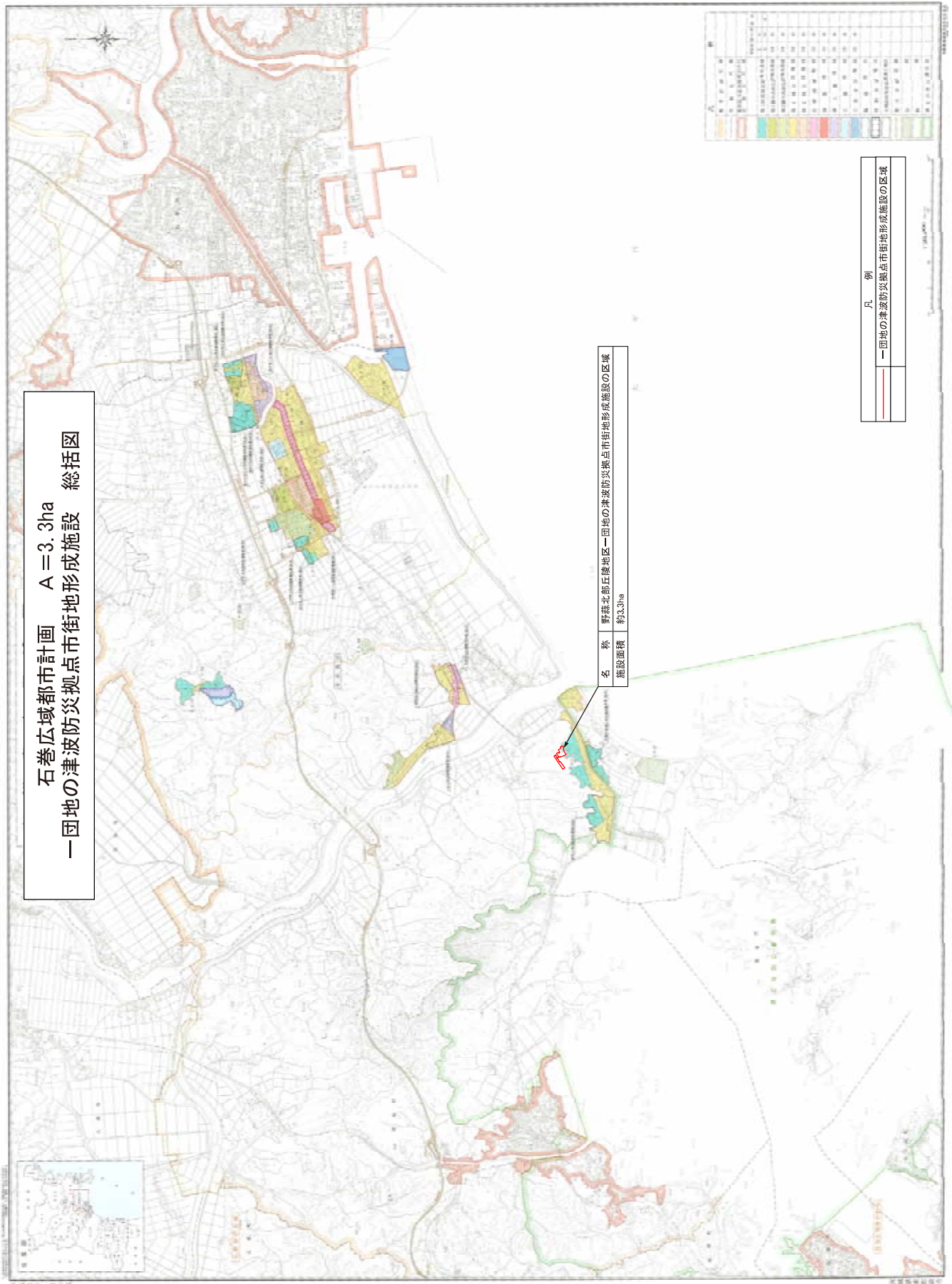
理由

本地区は、東日本大震災津波と同規模の津波(レベル2)が襲来しても浸水しない高台に都市機能を配置し、これにより津波発生した場合においても、迅速な避難・救助活動や避難所機能を担い、早期の復旧・復興を図る地域活動拠点となる市街地を形成するため、本案のとおり、一団地の津波防災拠点市街地形成施設を決定するものである。

都市計画を決定する土地の区域

野蒜北部丘陵地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設

都市名	決定する区域	
	大字	小字
東松島市	野蒜	後沢、北余景の各一部

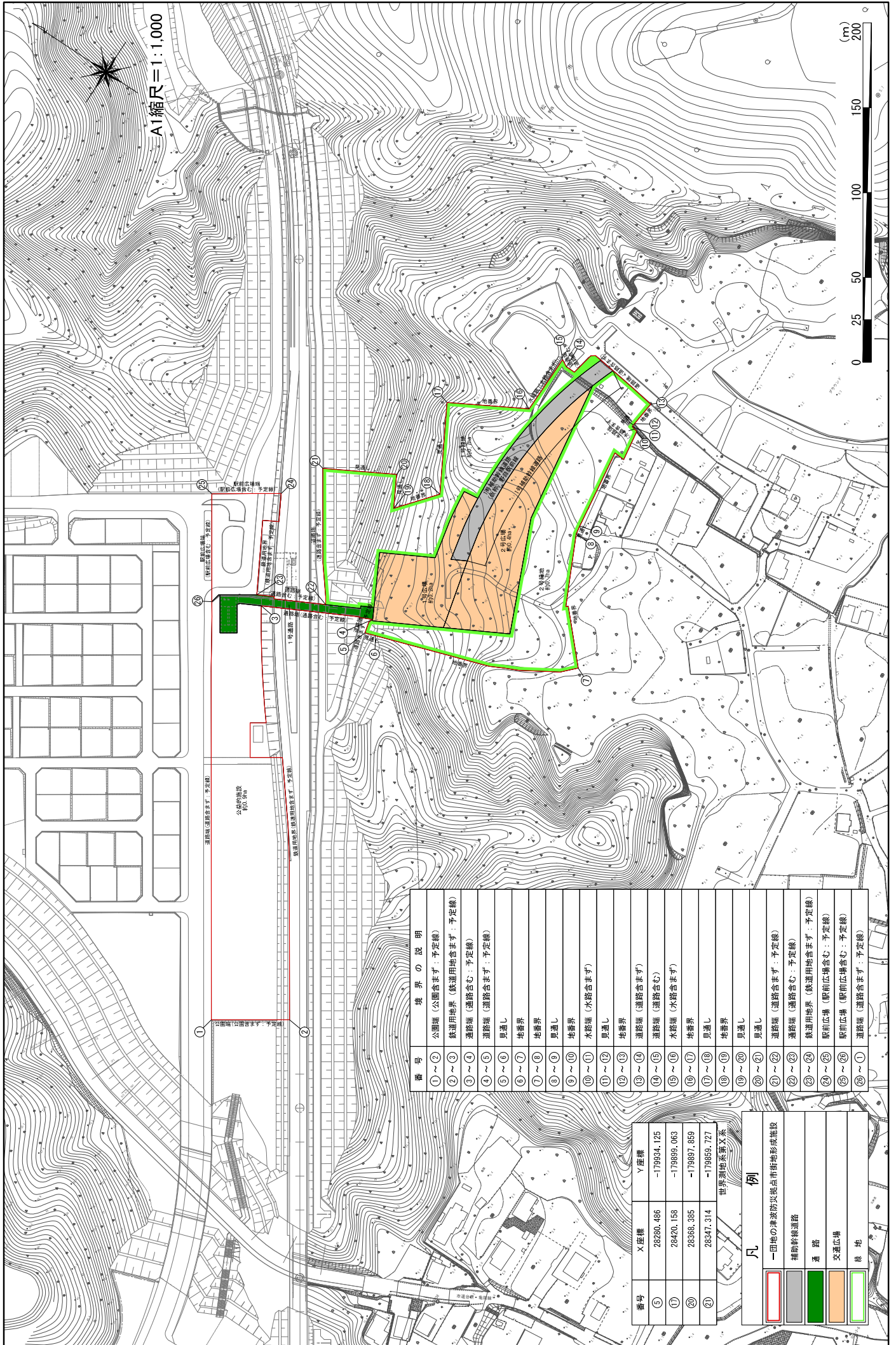


石巻広域都市計画 A = 3.3ha  
一団地の津波防災拠点市街地形成施設 総括図

名称 野森北部丘陵地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設の区域  
施設面積 約3.3ha

凡 例  
一団地の津波防災拠点市街地形成施設の区域

石巻広域都市計画 一団地の津波防災拠点市街地形成施設 計画図



番号	境界の説明
①~②	公園端(公園含まず; 予定線)
②~③	鉄道用地系(鉄道用地含まず; 予定線)
③~④	道路端(道路含む; 予定線)
④~⑤	道路端(道路含まず; 予定線)
⑤~⑥	見通し
⑥~⑦	地帯界
⑦~⑧	地帯界
⑧~⑨	見通し
⑨~⑩	地帯界
⑩~⑪	水路端(水路含まず)
⑪~⑫	見通し
⑫~⑬	地帯界
⑬~⑭	道路端(道路含まず)
⑭~⑮	道路端(道路含む)
⑮~⑯	水路端(水路含まず)
⑯~⑰	地帯界
⑰~⑱	見通し
⑱~⑲	地帯界
⑲~⑳	見通し
㉑~㉒	見通し
㉒~㉓	道路端(道路含まず; 予定線)
㉓~㉔	道路端(道路含む; 予定線)
㉔~㉕	鉄道用地系(鉄道用地含まず; 予定線)
㉕~㉖	駅前広場(駅前広場含む; 予定線)
㉖~㉗	駅前広場(駅前広場含む; 予定線)
㉗~㉘	道路端(道路含まず; 予定線)

番号	X座標	Y座標
⑤	28280.486	-179934.125
⑰	28420.158	-179899.063
㉑	28368.385	-17987.859
㉒	28347.314	-179859.727

世界測地系 文系

**凡例**

- 一団地の津波防災拠点市街地形成施設
- 補助幹線道路
- 道路
- 交通広場
- 緑地



石巻広域都市計画 一団地の津波防災拠点市街地形成施設の決定

[東松島市復興整備計画（東松島市決定）]

都市計画 東矢本駅北地区 一団地の津波防災拠点市街地形成施設を次のように決定する。

名称		東矢本駅北地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設					
位置		宮城県東松島市小松字下浮足、字中浮足の各一部					
面積		約 5.7ha					
住宅施設、 特定業務施設又は公益的施設及び公共施設の位置及び規模	公益的施設		約 2.5ha	備考	市民センター、地区体育館、駐車場、子育て支援施設を配置する。		
	道路	種別	名称	幅員	延長	備考	
		幹線道路	1号	18m	約 123m	(都) 矢本中央線	
		区画道路	1号	5m	約 470m	渋抜北 35 号線	
		区画道路	2号	6m	約 120m	作田浦・谷地 15 号線	
	公園及び緑地	防災広場：約 2.2ha 公園及び緑地には、災害時の避難・復旧活動拠点及び平常時は防災訓練等の市民活動を行う多目的広場を配置する。					
その他公共施設	下水道 ①雨水：調整池、排水路を整備し、渋抜排水路へ排水する。 ②汚水：北上川下流流域下水道へ排水する。 水路：約 0.1ha 調整池：約 0.1ha 上水道：石巻地方広域水道企業団より供給する。 管理用道路：約 0.2ha						
小計		約 3.2ha					
建築物高さの最高限度もしくは最低限度		20m以下					
建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度		200%					
建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度		60%					

「区域、特定業務施設又は公益的施設及び公共施設の位置は計画図表示の通り」

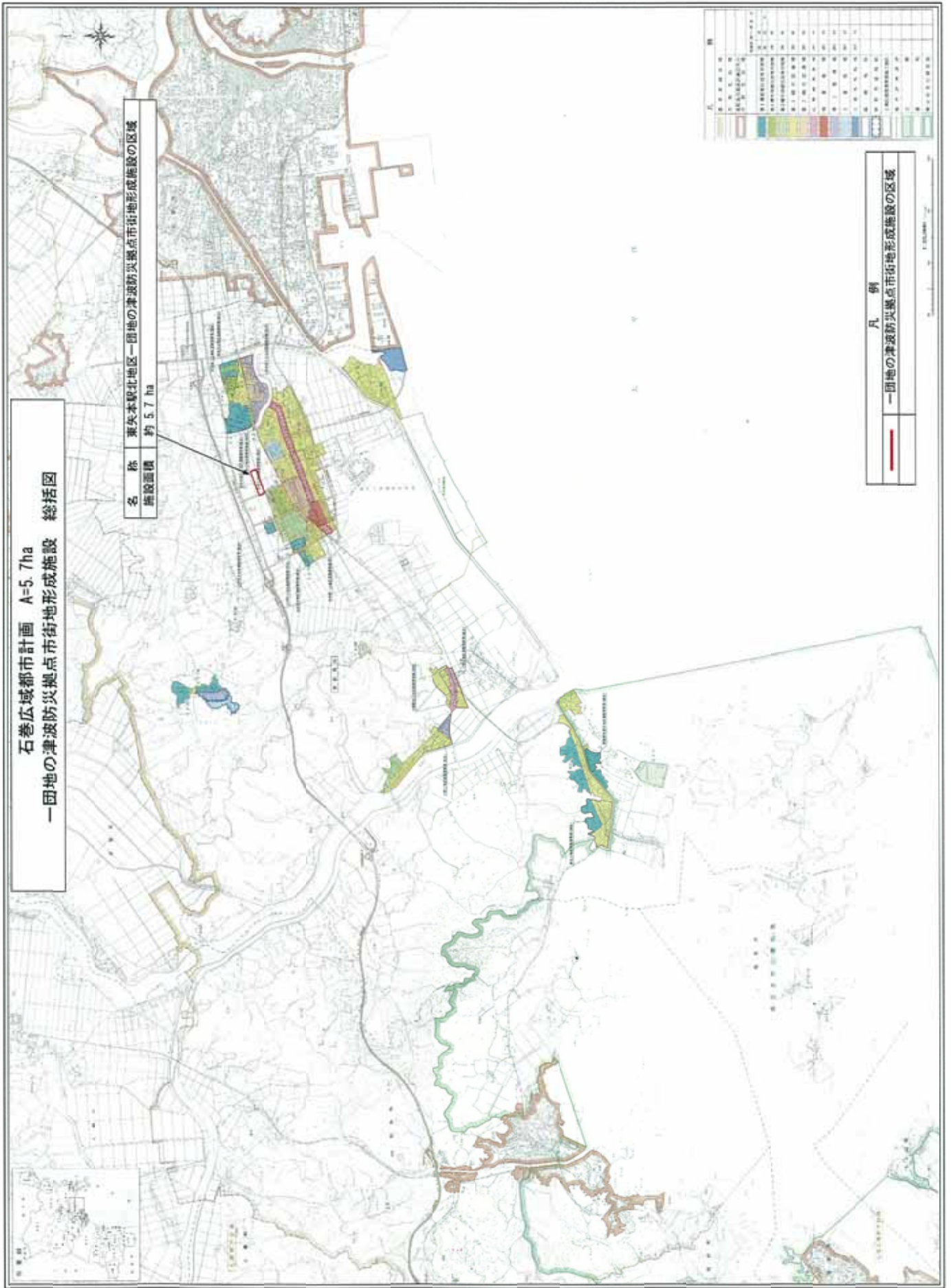
理由

本地区は、東日本大震災津波と同規模の津波（レベル2）が襲来しても浸水しない造成地に都市機能を配置し、これにより津波が発生した場合においても、迅速な救助活動や避難所機能を担い、その後は近接する市役所との連携により、早期の復旧・復興を図る本市の中核的な活動拠点となる市街地を形成するため、本案のとおり、一団地の津波防災拠点市街地形成施設を決定するものである。

都市計画を決定する土地の区域

東矢本駅北地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設

都市名	決定する区域	
	大字	小字
東松島市	小松	下浮足の一部、中浮足の一部



石巻広域都市計画  
東矢本駅北地区  
一団地の津波防災拠点市街地形成施設 計画図



番号	境界の説明
①～②	水路端 (水路含む)
②～③	見通し
③～④	道路端 (道路含まず)
④～⑤	見通し
⑤～⑥	水路端 (水路含む)
⑥～⑦	見通し
⑦～⑧	道路端 (道路含む)
⑧～⑨	見通し
⑨～⑩	道路端 (道路含む)
⑩～⑪	見通し
⑪～⑫	地番界
⑫～⑬	見通し
⑬～⑭	地番界
⑭～⑮	見通し
⑮～⑯	地番界
⑯～⑰	見通し
⑰～⑱	水路端 (水路含む)
⑱～⑲	見通し
⑲～⑲	水路端 (水路含む)

番号	X座標	Y座標
②	-174,038,183	33,898,390
③	-174,035,753	33,902,091
④	-174,082,489	33,921,831
⑤	-174,084,686	33,916,191
⑦	-174,105,331	33,924,887
⑧	-174,276,351	33,489,282
⑨	-174,281,767	33,490,385
⑲	-174,290,274	33,474,530

世界測地系第1系

凡例	
	一団地の津波防災拠点市街地形成施設
	都市計画道路
	区画道路
	公営施設
	調整池
	防災広場
	管理用道路
	水路

